

柏市クレ－射撃協会理事会決定事項

(会員登録)

第 1 条

会員の登録は登録申込書の提出と入会金と年会費の納付をもってする。

(継続登録)

第 2 条

会員の登録は単年度制とし、期限までに継続登録及び年会費の納付を行わないものは、登録を抹消する。

2 前項により抹消されたものは、入会金を支払って再登録するものとする。

(会費)

第 3 条

入会金は金 4 千円とし、年会費は 6 千円とする。

2 年度途中入会者の年会費は月割計算とする。

(事務委託)

第 4 条

協会の事務を柏工業専門学校に委託するものとする。

2 委託開始日は理事会をもって決定する。

令和 6 年 4 月 2 9 日

柏市クレ－射撃協会 会 長 勝田秀一
理事長 板津 守